資料3－1

選定方法見直し後の基準別該当湿地（国際基準2）

IUCNレッドリスト=VU以上、環境省レッドリスト=VU以上の種と重要湿地500等での生息状況（鳥類）

＜作業手順＞

1．IUCNレッドリストVU以上&環境省レッドリストVU以上の種（13種）を抽出（ラムサール条約の対象となる湿地を利用する鳥類）

→ コウノトリ、クロツラヘラサギ、タンチョウ、ナベヅル、マナヅル、ヘラシギ、カラフトアオアシシギ、ホウロクシギ、シマフクロウ、トモエガモ
（ミゾゴイ、オオワシ、シマクイナ → 重要湿地500の各湿地で評価対象となっていないため削除）

2．渡り性鳥類以外（コウノトリ、タンチョウ、シマフクロウ）は繁殖が確認されている湿地を抽出

→ コウノトリ、タンチョウは国内移動が主のため、ここでは渡り性水鳥以外とし、重要な繁殖地を抽出
→ タンチョウは世界の個体の約半分が北海道に生息し、順調に個体数が回復していることから、1%基準を超える繁殖地を抽出

3．渡り性水鳥は種や地域個体群を支える湿地を抽出するため、個体数基準の０．１%基準を超える湿地を抽出

→ トモエガモについては既登録地の片野鴨池、琵琶湖以外に該当しなかったため削除

黄色で示したのは第1回検討会からの変更点

番号	都道府県	重要湿地500	コウノトリ	クロツラヘラサギ	タンチョウ	ナベヅル	マナヅル	ヘラシギ	カラフトアオアシシギ	ホウロクシギ	シマフクロウ
		環境省レッドリスト	CR	CR	VU	VU	VU	CR	CR	VU	CR
		IUCNレッドリスト	EN	EN	EN	VU	VU	CR	EN	VU	EN
最近の調査に基づき、繁殖が確認されている湿地（渡り性鳥類以外）			○		○						○
最近の調査に基づき、5年の内3年以上個体数0．1%基準を越えている（渡り性水鳥）				○		○	○	○	○	○	
9	北海道	コムケ湖						●			
15	北海道	知床半島サケ・カラフトマス遡上河川									●
23	北海道	風蓮湖周辺の河川（風連川、ヤウシュベツ川、ポンヤウシュベツ川）			●						
34	北海道	十勝海岸湖沼群（十勝川河口湿原、長節沼、湧洞（ユウドウ）沼、キモントウ、生花苗沼、当縁湿原、ホロカヤントウ沼など）			●						
35	北海道	十勝川下流域湖沼群（三日月沼、育素多沼、池田キモントウなど）			●						
282	兵庫県	円山川河辺	●								
－	山口県	八代				●					
－	高知県	四万十川下流域				●	●				
363	福岡県	福岡湾（和白干潟・今津干潟）		●						●	
－	福岡県	津屋崎干潟		●							
365	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県	有明海（大授搦）		●				●	●		
		有明海（早津江川河口）		●							
		有明海（鹿島新籠海岸）		●							
		有明海（荒尾海岸）		●							
－	佐賀県	伊万里干拓地				●	●				
386	熊本県	菊池川・白川・緑川河口		●							
387	熊本県	不知火干潟周辺		●							
388	熊本県	球磨川河口		●							
422	鹿児島県	出水（イズミ）干拓地				●	●				
425	鹿児島県	鹿児島湾（天降川河口）		●							
－	鹿児島県	別府川		●							
428	鹿児島県	万之瀬川河口・吹上浜海岸		●							
459	沖縄県	中城湾		●							
463	沖縄県	与根干潟		●							
461	沖縄県	具志干潟～大嶺岬周辺沿岸		●							
489	沖縄県	白保海岸とその沿岸		●							

※重要湿地500は平成14年に公表